

教育委員会

教育公安委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月19日提出

目 次

総務課	高等学校等就学支援金（私立高等学校）	3
施設整備室	県立学校整備事業	4
教職員給与課	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第95号】	8
	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案【議案第96号】	11
	教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第97号】	13
幼保推進課	（新）障害児保育のための職員加配支援事業	15
義務教育課	秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案【議案第98号】	16
	生徒指導総合支援事業	18
高校教育課	未来を創る秋田の高校生人材育成事業	20
	（新）スクールロイヤー活用事業	22
	（新）県立高等学校地域留学伴走事業	23
	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案【議案第99号】	24
総文祭推進室	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業	26
特別支援教育課	特別支援学校生の雇用創出・就労促進事業	30
	（新）県立学校給食費支援事業	31
生涯学習課	あきたMuseum機能強化事業	32
	秋田県青少年交流センター管理運営について	34
	秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案【議案第100号】	36
	（新）地域の学びを支えるプラットフォーム構築事業	38
文化財保護室	（新）戦争遺跡調査事業	39
保健体育課	（新）学校防災力向上支援事業	40
	（新）公立小学校等給食費保護者負担軽減事業	41
	秋田型部活動未来創出支援事業	42
	（新）第76回全国高等学校スキー大会開催事業	43

高等学校等就学支援金（私立高等学校）

総務課

1 目的

教育に係る経済的負担の軽減を図り、学ぶ意欲のある生徒が等しく教育を受けられるようにするため、私立高等学校の授業料に対して補助する。

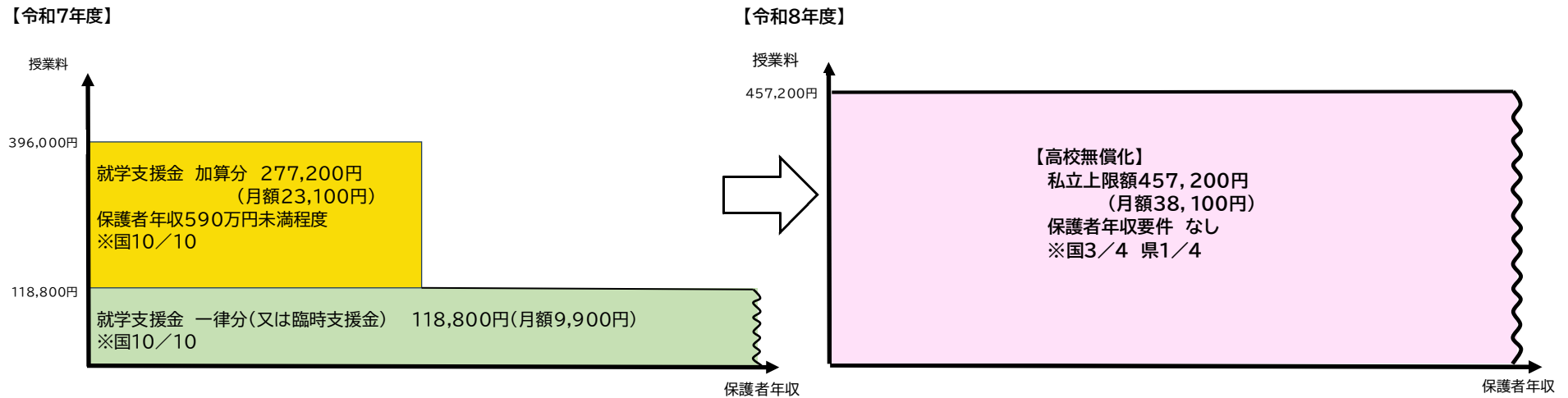
2 概要

従来の制度から拡充を図り、年収に関わらず高等学校に通う生徒を対象に就学支援金を支給する。支給上限額457,200円以内であれば、授業料は無償となる。

- ・補助対象 就学支援金を代理受領する5学校法人
- ・対象者 2,316人

3 予算額

990,468千円（国742,851千円 - 247,617千円）国：高等学校等就学支援金交付金
各校授業料額384,000円～456,000円 × 2,316人 = 990,468千円



県立学校整備事業

施設整備室

1 横手高校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和8年度事業
- ・実施工事等 体育館棟改築、弓道場改築
 - ・予算額 179,578千円
(債 161,600千円 ⊖ 17,978千円)
内訳 ・工事請負費 152,317千円
・委託料等 27,261千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 令和2～10年度
 - ・継続費総額 7,433,148千円
- (4) 全体事業費 約7.7億円



2 大曲高校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和8年度事業
- ・実施工事等 第1体育館・武道場棟改築、第2体育館改修
 - ・予算額 462,177千円
(債 415,900千円 ⊖ 46,277千円)
内訳 ・工事請負費 448,312千円
・委託料等 13,865千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 令和3～10年度
 - ・継続費総額 7,245,357千円
- (4) 全体事業費 約7.5億円



3 金足農業高校

(1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。

(2) 令和8年度事業

・実施工事等 管理・教室棟改築

・予算額 1,832,667千円

(国 37,211千円 債 1,615,800千円 ー 179,656千円)

内訳 ・工事請負費 1,793,868千円

・委託料等 38,799千円

(3) 債務負担行為 (令和8年度設定)

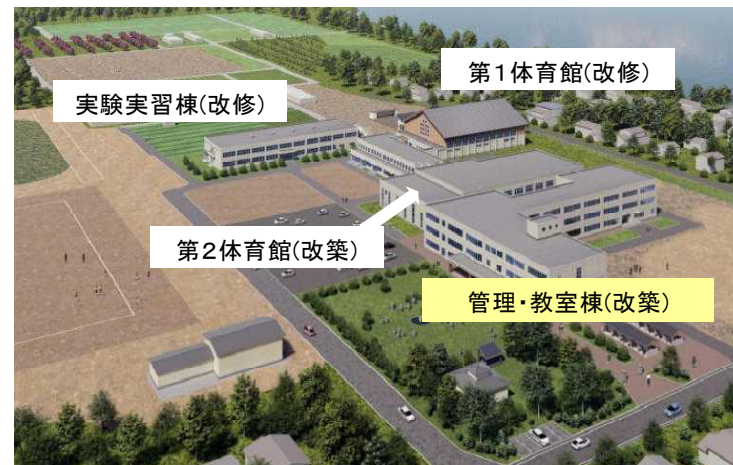
・対象工事等 仮設渡り廊下建築、構内配電設備

・設定期間 令和9年度

・限度額 193,248千円

(4) 全体事業費 約90億円

(5) 概略スケジュール



R 8				R 9				R 10				R 11				R 12				R 13				R 14			
管理・教室棟(改築)								現校舎解体												旧施設解体							
				仮設渡り廊下(新築)、構内配電設備								第2体育館(改築)															
				実験実習棟(改修)												第1体育館(改修)											

4 湯沢高校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和8年度事業
- ・実施工事等 教室・管理棟改築
既存格技場機能移転、外構ほか
 - ・予算額 1,365,381千円
(国 17,141千円 債 1,213,300千円 ー 134,940千円)
内訳 ・工事請負費 1,271,529千円
・委託料等 93,852千円
- (3) 債務負担行為 (令和8年度設定)
- ・対象工事等 既存格技場機能移転、外構ほか
 - ・設定期間 令和9年度
 - ・限度額 117,968千円
- (4) 全体事業費 約57億円
- (5) 概略スケジュール



R 8				R 9				R 10				R 11				R 12			
教室・管理棟(改築)								特別教室棟(改築)								外構			
				既存格技場機能移転、外構ほか								既存普通教室棟解体							

5 栗田支援学校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和8年度事業
- ・実施工事等 小学部棟増築・改修、仮設校舎賃貸借
 - ・予算額 297,167千円
- (債 261,100千円 ⊖ 36,067千円)
- 内訳
- ・工事請負費 86,782千円
 - ・使用料 189,750千円
 - ・委託料等 20,635千円
- (3) 債務負担行為 (令和8年度設定)
- ・対象工事等 小学部棟増築・改修
 - ・設定期間 令和9年度
 - ・限度額 2,159,304千円
- (4) 全体事業費 約55億円
- (5) 概略スケジュール



R 8			R 9			R 10			R 11			R 12		
		小学部棟 (増築・改修)								高等部職業学科棟 (新築)				
仮設校舎賃貸借														

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第95号】

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、月例給与水準が在勤する地域における民間の賃金の最低基準を下回る県費負担教職員に対しその差額を支給する第二種初任給調整手当を新設する必要がある。

2 改正内容

- (1) 新たに採用された職員であって、採用の日において、勤務1時間当たりの給与額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額を下回るものには第二種初任給調整手当を支給する。（第13条の4関係）
- (2) 勤務1時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に第二種初任給調整手当を加える。（第20条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

新	旧
<p>第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当(第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。</p> <p>(第二種初任給調整手当)</p> <p>第十三条の四 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第六条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の教育委員会規則で定める職員にあつては、教育委員会規則で定める額)並びにこれに第十五条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額)その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を第二十八条第一項に規定する勤務時間(五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額)(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)(が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。))を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 第二種初任給調整手当の月額を、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、第一種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 前項の勤務時間一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二種初任給調整手当</p> <p>三 略</p> <p>六 略</p>	<p>第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて、</p> <p>扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当(第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。</p> <p>第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて</p> <p>扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当(第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 前項の勤務時間一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>五 略</p>

新	旧
<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 勤務延長職員に関する経過措置） 市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第二項から第九項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三項又は職員（令和三年法律第六十三号）附則第五項又は職員（令和三年法律第六十三号）附則第三十一号）に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。 （暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員（附則第六項から第九項までにおいて単に「暫定再任用職員」という。）をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める同条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員（附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の条例第六項第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第五項及び第六項において同じ。）であるものとした場合に適用される給与条例） 第五條第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第六條第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第十三條の四第一項、第二十二條第三項及び第二十四條の二第二項の規定を適用する。</p> <p>7 給与条例 第二十三條第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員（定年等）に案する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>8 給与条例第六條第三項 から第十項まで、第七條及び第十四條</p> <p>9・10 略</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第二項から第九項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三項又は職員（令和三年法律第六十三号）附則第五項又は職員（令和三年法律第六十三号）附則第三十一号）に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。 （暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員（附則第六項から第九項までにおいて単に「暫定再任用職員」という。）をいい、地方公務員法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める同条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員（附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の条例第六項第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第五項及び第六項において同じ。）であるものとした場合に適用される市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第五條第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第六條第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例 第二十二條第三項及び第二十四條の二第二項の規定を適用する。</p> <p>7 改正後の条例第二十三條第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員（定年等）に案する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>8 給与条例第六條第三項、第四項、第六項及び第八項から第十項まで、第七條並びに第十四條並びに改正後の条例第六條第五項及び第七項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9・10 略</p>

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案【議案第96号】

教職員給与課

1 改正理由

国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

週休日等に部活動指導業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の日額を3,900円（現行2,700円）に引き上げる。（第7条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

	新		旧
<p>3 略</p> <p>四 略</p> <p>三 前項第四号に掲げる業務 三千九百円</p>	<p>(教員特殊業務手当の支給)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前項第四号に掲げる業務 三千九百円</p>	<p>3 略</p> <p>四 略</p> <p>三 前項第四号に掲げる業務 二千七百円</p>	<p>(教員特殊業務手当の支給)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前項第四号に掲げる業務 二千七百円</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第97号】

教職員給与課

1 改正理由

教育長の給料月額を引き上げるとともに退職手当の支給割合を減ずる必要がある。

2 改正内容

(1) 教育長の給料月額を790,000円（現行770,000円）に引き上げる。（第2条関係）

(2) 教育長の退職手当の支給割合を100分の25（現行100分の30）に減ずる。（第4条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

新	旧
<p>(給料等)</p> <p>第二条 教育長に、給料、通勤手当及び寒冷地手当(第四項において「給料等」という。)を支給する。</p> <p>2 給料の額は、月額七九〇、〇〇〇円とする。</p> <p>3 通勤手当及び寒冷地手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第三条において「職員の給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算出した額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第四条 略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における給料月額に教育長としての在職月数を乗じて得た額に百分の二十五を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(給料等)</p> <p>第二条 教育長に、給料、通勤手当及び寒冷地手当(以下「給料等」という。)を支給する。</p> <p>2 給料の額は、月額七七〇、〇〇〇円とする。</p> <p>3 通勤手当及び寒冷地手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)以下「職員の給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算出した額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第四条 略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における給料月額に教育長としての在職月数を乗じて得た額に百分の三十を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 略</p>

(新) 障害児保育のための職員加配支援事業

幼保推進課

1 目的

市町村等による障害児保育に対する補助の上乗せとなる補助金を創設し、保育所等が障害児保育のために加配する職員の人件費を支援することで、障害児保育の充実と保育従事者の処遇改善を図る。

2 概要

障害児保育のために公定価格上の必要職員数を超えて職員を加配する施設に対し、その費用の一部を補助する。

(1) 補助先 市町村（私立幼稚園にあってはその設置者）

(2) 対象施設 私立の保育所、認定こども園、幼稚園

(3) 補助額 対象施設ごとに 50,000円 × 加配職員数 × 実施月数（加配職員1人当たり最大年額60万円）

加配職員数：特別児童扶養手当支給対象児 1人につき職員1人

上記以外の障害児 2人につき職員1人

(4) 補助率 10/10（県10/10）

3 予算額

208,800千円（⊖208,800千円）

内訳 補助金 208,800千円

（積算内訳）

600千円 × 加配職員数（見込）435人 × 補正率*80% = 208,800千円

※ 年度途中における入所や障害認定、職員加配の実態に即して所要額を補正するもの。

《参考》補助額の考え方

国・県・市町村による障害児保育のための保育士加配に係る補助金の額は、職員1人当たり**年額160万円程度**であるのに対し、秋田県における保育士の平均給与額は**年額280万円程度**であり、**年額120万円程度**の不足が生じていることから、県として**年額60万円**と設定。

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案【議案第98号】

義務教育課

1 改正理由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定による教育職員免許状の授与等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

手数料の区分	概 要	現行額	改定額
普通免許状の授与	大学等での所定単位の修得に基づく免許状の授与	3,300円	3,600円
特別免許状の授与	任命権者等の推薦に基づく、優れた知識経験を有する社会人等への免許状の授与	3,300円	3,600円
臨時免許状の授与	普通免許状を有する者を採用できない場合の助教諭等への例外的な授与	1,700円	2,000円
普通免許状への新教育領域の追加の定め	特別支援学校教諭免許状において、教育領域を追加する審査	3,300円	3,600円
臨時免許状への新教育領域の追加の定め		1,700円	2,000円
教育職員検定	現職教員の隣接校種取得や上位免許への上進等に係る、人物・実務・学力の審査	1,700円	2,000円
免許状の書換え	氏名や本籍地の変更に伴う、免許状記載事項の修正	870円	1,000円
免許状の再交付	紛失、汚損等による免許状の再発行	1,100円	1,300円
授与証明書の交付	免許状を授与されている事実を証明する文書の交付	400円	500円

3 施行期日

令和8年4月1日

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第五条第一項、第十六条第一項、第十六条の四第一項又は第十七条の規定による普通免許状の授与の申請 一件につき 三千六百元</p> <p>二 法第五条第二項の規定による特別免許状の授与の申請 一件につき 三千六百元</p> <p>三 法第五条第五項又は第十七条の規定による臨時免許状の授与の申請 一件につき 二千円</p> <p>四 法第五条の二第三項の規定による免許状への新教育領域の追加の定め申請 加の定め申請 (一) 普通免許状に係るもの 一件につき 三千六百元 (二) 臨時免許状に係るもの 一件につき 二千円</p> <p>五 法第六条第一項の規定による教育職員検定の申請 一件につき 二千円</p> <p>六 法第十五条の規定による免許状の書換えの申請 一件につき 千円</p> <p>七 法第十五条の規定による免許状の再交付の申請 一件につき 千三百円</p> <p>八 法第四条第一項に規定する免許状の授与の証明の申請 一件につき 五百円</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第五条第一項、第十六条第一項、第十六条の四第一項又は第十七条の規定による普通免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>二 法第五条第二項の規定による特別免許状の授与の申請 一件につき 三千三百円</p> <p>三 法第五条第五項又は第十七条の規定による臨時免許状の授与の申請 一件につき 千七百円</p> <p>四 法第五条の二第三項の規定による免許状への新教育領域の追加の定め申請 加の定め申請 (一) 普通免許状に係るもの 一件につき 三千三百円 (二) 臨時免許状に係るもの 一件につき 千七百円</p> <p>五 法第六条第一項の規定による教育職員検定の申請 一件につき 千七百円</p> <p>六 法第十五条の規定による免許状の書換えの申請 一件につき 八百七十円</p> <p>七 法第十五条の規定による免許状の再交付の申請 一件につき 千三百円</p> <p>八 法第四条第一項に規定する免許状の授与の証明の申請 一件につき 四百円</p>

生徒指導総合支援事業

義務教育課

1 目的

児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、不登校児童生徒の支援やいじめ、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決のために、学校・家庭・地域社会等の連携に基づいた教育相談体制の充実を図る。

2 概要

(1) スクールカウンセラー等配置事業 59,623千円

学校等にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者からの多様な教育相談に対応する。

○中学校スクールカウンセラーの配置

全ての公立中学校に配置し、各中学校での教育相談に対応

○広域カウンセラーの配置

教育事務所（3箇所）に配置し、公立小学校等での教育相談に対応

○緊急カウンセラーの配置

義務教育課に配置し、公立小・中学校及び県立学校での突発的な重大事案に対応

(2) 【拡充】スクールソーシャルワーカー活用事業 33,174千円

スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等の有資格者と教職経験者の2人）を各教育事務所等に配置し、不登校や家庭内問題への対応など、学校だけでは解決が難しい課題に対して、関係機関と連携した支援を行う。

○配置箇所【広域拠点】総合教育センター、秋田明德館高等学校

【地域拠点】教育事務所（北、中央、南）

教育事務所出張所（山本、由利、仙北）

（計8箇所、16人配置）

※一人当たりの年間配置時数を24時間増（576時間から600時間）

(3) 電話相談事業 367千円

児童生徒や保護者等の不安や悩み等の解消を図るため、フリーダイヤルの相談電話を設置する。

○相談電話「すこやか電話」等の設置

- ・相談種別 教育相談 : 「すこやか電話」
いじめ相談 : いじめ緊急ホットライン
- ・受付時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 00
(時間外は中央児童相談所の「24時間・365日相談」を案内)
- ・設置場所 総合教育センター、3教育事務所 (計4箇所)

(4) 【拡充】校内教育支援センター支援員配置事業 25,568千円

教室に入りづらさを感じている児童生徒が安心して過ごすことができる場を確保しつつ、多様な学びを保障する支援員の配置に必要な経費を補助する。

- ・実施主体 市町村 (負担割合 国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ・職務内容 校内教育支援センター等における児童生徒の学習支援やオンライン授業に係る準備、学級担任等との連絡調整等
- ・配置基準 不登校児童生徒数が一定数以上の小・中学校及び義務教育学校
- ・配置数 31人配置予定 (12市町村) ※9人の増員

3 予算額

118,732千円 (国43,082千円 ⊖75,650千円)

国 : 教育支援体制整備事業費補助金

内訳	・報酬	84,818千円
	・共済費	321千円
	・旅費	7,658千円
	・役務費	367千円
	・負担金補助及び交付金	25,568千円

未来を創る秋田の高校生人材育成事業

高校教育課

1 目的

地域に根ざしたキャリア教育の充実を図り、秋田の未来を担う高校生が、自らの人生を主体的に切り拓いていく力を育成するとともに、体験的な活動を通じて、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を養い、社会を生き抜く力を育む。

2 概要

(1) キャリア教育充実事業

- ・キャリア設計e-ミーティング
地域人材を活用したパネルディスカッションや各種ガイダンスの実施
- ・消費者教育推進事業
弁護士による契約・消費者トラブルに関する講義等の実施
- ・地域連携充実事業
学校と地域が連携した取組、社会人講師による講義等の実施

(2) ふるさと人材育成事業

- ・職場定着就職支援員配置事業
県立学校等に20名の支援員を配置
- ・インターンシップ推進事業
県内事業所を中心にした就業体験の実施

(3) キャリア創造支援事業

- ・産業教育フェア、ものづくりコンテスト
専門高校の成果発表及び各種競技会の開催
- ・科学系人材育成プログラム
SSH指定校事業、理数科合同発表会、博士号教員による特別講義等の実施

3 予算額

82,544千円 (国 280千円 諸 333千円 〇 81,931千円) 国:地方消費者行政強化交付金

(1) キャリア教育充実事業 4,367千円 (国 280千円 〇 4,087千円)

内訳	・報償費、旅費	3,048千円
	・需用費、役務費	250千円
	・委託料、使用料	1,069千円

(2) ふるさと人材育成事業 73,964千円 (諸 333千円 〇 73,631千円)

内訳	・報酬、共済費等	68,447千円
	・報償費、旅費、需用費	5,517千円

(3) キャリア創造支援事業 4,213千円 (〇 4,213千円)

内訳	・報償費、旅費	767千円
	・需用費	2,322千円
	・使用料、備品購入費	1,124千円

(新) スクールロイヤー活用事業

高校教育課

1 目的

保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求をはじめとするトラブルから教職員を守るとともに、法的根拠に基づく対応力を高めることで、心理的な負担の軽減を図り、教職員が本来業務である教育活動の充実に注力できるようにする。併せて、いじめや不登校の事案の適切かつ速やかな解決を可能にし、児童生徒が安心して学べる学校づくりを強力に推進する。

2 概要

県教育委員会にスクールロイヤーを配置し、県立学校及び市町村教育委員会に対し、専門的な見地から問題解決の支援を行うとともに、教職員向けの研修を行い、対応力の向上を図る。

・スクールロイヤーの配置

教育問題に知見のある弁護士4名に委託（県北・県南地区担当各1名、中央地区担当2名）

・対象

県立学校：63校（県立高等学校及び特別支援学校において各校2回の相談を想定）

市町村教育委員会：自治体独自にスクールロイヤーを配置している秋田市と潟上市を除く23市町村（各市町村教育委員会につき2回の相談を想定）

3 予算額

1,996千円（ \ominus 1,996千円）

内訳	・委託料	1,138千円
	・報償費	30千円
	・旅費	823千円
	・需用費	5千円

(新) 県立高等学校地域留学伴走事業

高校教育課

1 目的

「地域みらい留学（※）」に参画している学校（鹿角高校・男鹿海洋高校・矢島高校・角館高校）及び自治体間の連携を強化し、先進事例や成果、課題等の共有を図ることで、本県の高等学校の更なる特色化・魅力化を進めていくことを目指す。

（※）一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム（以下「事務局」という。）が主催している、都道府県の枠を超え、地域の学校に入学して充実した高校生活を送る仕組み。

2 概要

（1）「地域みらい留学」秋田県連絡協議会の開催

・学校、市町、県教育委員会、事務局による協議会を設け、情報共有を円滑に進めるための体制構築を図る。

（2）全国からの生徒募集に向けた広報活動の強化

・中学生及び保護者に対する合同説明会への参加（ブース出展）

事務局が主催する「高校進学フェス」に参加し、「地域みらい留学」に関心のある中学生及び保護者へのPRを、東京都で年2回行う。

・オンライン説明会、個別相談、体験入学等の実施

3 予算額

1, 799千円 (⊖1, 799千円)

内訳	・旅費	577千円
	・委託費	1,090千円
	・使用料及び賃借料	132千円

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案【議案第99号】

高校教育課

1 改正理由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

公立小学校等の職員定数を次のとおりとする。(第1条～第3条関係)

区分		職員定数 (単位:人)			
		改正前	改正後	増 減	
公立の小学校、中学校及び義務教育学校	校長及び教員	4,496	4,339	△157	
	養護教員	285	278	△7	
	栄養教諭及び学校栄養職員	92	92	0	
	事務職員	289	282	△7	
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1,798	1,777	△21
		その他の職員	57	57	0
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	122	122	0
		その他の職員	7	7	0
	通信制課程	教員及び事務職員	17	18	1
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校	校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	998	980	△18	
	その他の職員	76	76	0	
計		8,238	8,029	△209	

3 施行期日

令和8年4月1日

新	旧
<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、三三九人</p> <p>二 養護教員 二七八人</p> <p>三 略</p> <p>四 事務職員 二八二人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、七七七人</p> <p>(二) 略</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一八人</p> <p>(二) 略</p> <p>第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員 九八〇人</p> <p>二 略</p>	<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、四九六人</p> <p>二 養護教員 二八五人</p> <p>三 略</p> <p>四 事務職員 二八九人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、七九八人</p> <p>(二) 略</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一七人</p> <p>(二) 略</p> <p>第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員 九九八人</p> <p>二 略</p>

全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

全国高等学校総合文化祭推進室

1 目的

令和8年度に秋田県で開催する第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）の円滑な実施に向け、大会開催準備や広報活動を行うとともに、大会運営に携わる生徒及び関係職員の意欲を喚起し、大会運営体制の強化を図る。

2 概要

- (1) 実行委員会事務局の運営 28,520千円
- ・実行委員会、生徒実行委員会（県内高校生75名）等諸会議の開催
 - ・部門担当教員の授業代替非常勤講師等の配置
- (2) 本大会開催 322,848千円
(内 138,025千円 債務負担行為設定済)
- ・開会行事：[会期] 令和8年7月26日（日）1日間
[場所] 総合開会式（秋田市・あきた芸術劇場ミルハス）
パレード（秋田市・広小路）
 - ・お成り対応、部門大会出品展示作品業務、バス輸送業務等の実施
- (3) 部門大会開催 42,413千円
- ・部門大会開催運営費に対する補助（22部門）
- (4) 大会PR活動 48,922千円
- ・PRイベント（100日前及び50日前イベント）の実施
 - ・広報グッズの製作、大会プログラム等の作成
- (5) 国際交流の実施 9,439千円
- ・招へい国と秋田県の高専生徒との文化交流
[招へい国] 3か国（オーストラリア連邦、タイ王国、大韓民国（各国高校生15名程度））
 - ・国際交流イベント（歓迎レセプション、県内高校生との交流会等）の実施



かがわ総文祭2025総合開会式



かがわ総文祭2025パレード

3 予算額

452,142千円

(⊕20,000千円 ⊖11,156千円 ⊖420,986千円)

(1) 実行委員会事務局の運営	28,520千円
内訳	
・報酬	17,696千円
・職員手当等、共済費	2,210千円
・報償費、旅費、需用費	6,000千円
・役務費、使用料等	1,214千円
・補助金	1,400千円
(2) 本大会開催	322,848千円
内訳	
・報償費、旅費	59,098千円
・需用費、役務費	19,626千円
・委託料、使用料等	238,157千円
・補助金	5,967千円
(3) 部門大会開催	42,413千円
内訳	
・補助金	42,413千円
(4) 大会PR活動	48,922千円
内訳	
・旅費、需用費	19,192千円
・役務費、委託料、使用料等	29,730千円
(5) 国際交流の実施	9,439千円
内訳	
・報償費、旅費、需用費	1,260千円
・役務費、委託料、使用料等	8,179千円



大会PR活動の様子



200日前イベントの様子



カウンタダウンボード設置(秋田駅)

第50回全国高等学校総合文化祭(あきた総文2026)

目的・沿革

全国高等学校総合文化祭は、昭和52年から開催されている全国の高校生による国内最大規模の芸術文化活動の発表の場であり、高校生の創造活動の向上や相互交流を深めることを目的としている。

秋田県での開催は、昭和56年(第5回)以来、2回目の開催となる。なお、インターハイ開催地との調整により、北海道・東北地区の次の開催割当て年度は令和14年度となる。



○開催期間

令和8年7月26日(日)～8月1日(土)の7日間

○主催

文化庁、(公社)全国高等学校文化連盟、秋田県、秋田県教育委員会、県内開催市・同教育委員会、秋田県高等学校文化連盟

○開催内容

開会行事	総合開会式、パレード
部門別事業	舞台発表、展示発表、巡検研修、開閉会式等
	【規定部門(19部門)】 全ての大会で実施する部門 演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学
	【協賛部門】 開催県で内容を検討し、実施する部門 茶華道、情報、特別支援学校
国際交流事業	開催地高校生と海外高校生との文化交流



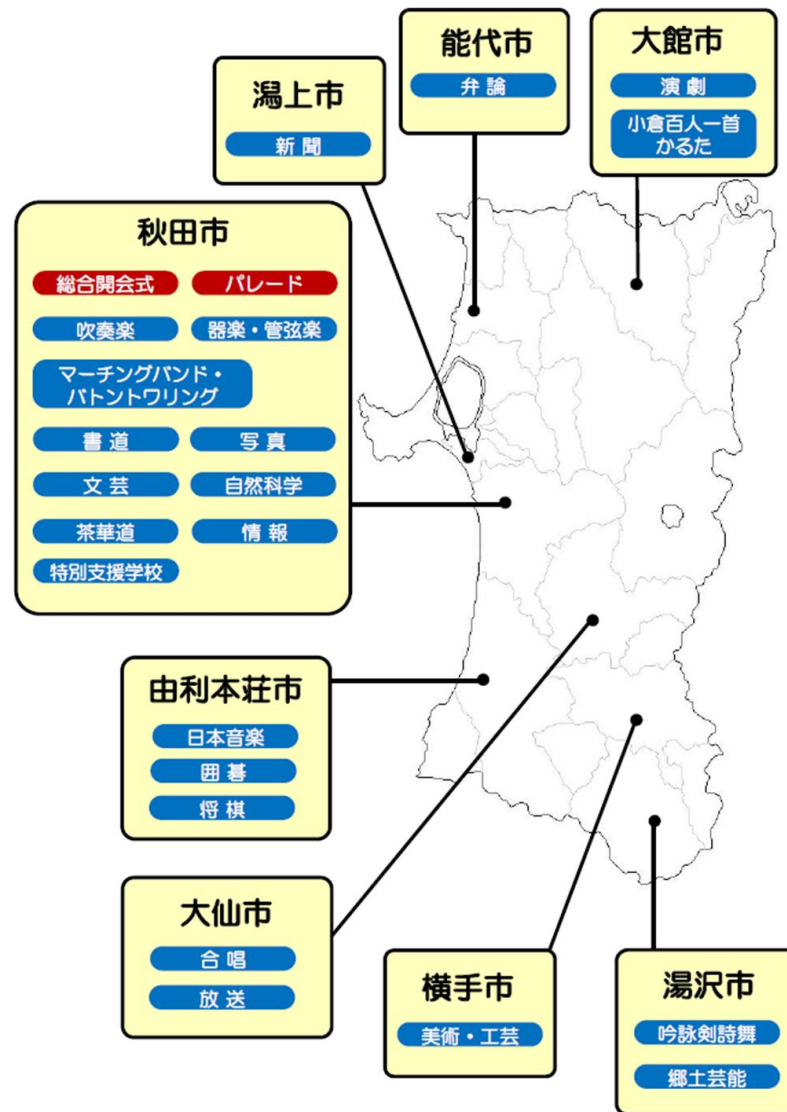
※皇族の御臨席(総合開会式及びパレード)、部門の御覧等を予定

○近年の開催状況

開催年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回	43	44	45	46	47	48	49
開催地	佐賀県	高知県	和歌山県	東京都	鹿児島県	岐阜県	香川県
参加生徒数	18,021	WEB開催	14,583	17,720	16,327	17,195	16,567
観覧者数	91,010		25,254	40,500	91,616	53,815	52,221

あきた総文2026開催主会場及び実施日程

開会行事・開催部門		開催地	会場	令和8年							
				7月						8月	
				26	27	28	29	30	31	1	
				日	月	火	水	木	金	土	
開会行事	総合開会式	秋田市	あきた芸術劇場ミルハス	●							
	パレード	秋田市	広小路	●							
規定部門	1 演劇	大館市	ほくしか鹿鳴ホール					●	●	●	
	2 合唱	大仙市	大仙市大曲市民会館								●
	3 吹奏楽	秋田市	あきた芸術劇場ミルハス							●	●
	4 器楽・管弦楽	秋田市	あきた芸術劇場ミルハス			●	●				
	5 日本音楽	由利本荘市	由利本荘市文化交流館 カダーレ					●	●		
	6 吟詠剣詩舞	湯沢市	湯沢文化会館								●
	7 郷土芸能	湯沢市	湯沢文化会館			●	●	●			
	8 マーチングバンド・パトントワリング	秋田市	県立武道館			●					
	9 美術・工芸	横手市	県立近代美術館 横手体育館		●	●	●	●	●		
	10 書道	秋田市	CNAアリーナ★あきた	●	●	●	●	●			
	11 写真		県立美術館 にぎわい交流館AU アトリオン	●	●	●	●	●			
	12 放送	大仙市	大仙市大曲市民会館					●	●		
	13 囲碁	由利本荘市	由利本荘市総合防災公園 ナイスアリーナ			●	●				
	14 将棋	由利本荘市	由利本荘市総合防災公園 ナイスアリーナ							●	●
	15 弁論	能代市	能代市文化会館					●	●	●	
	16 小倉百人一首かるた	大館市	タクミアリーナ			●	●	●			
	17 新聞	潟上市	潟上市市民センターかたりあん 潟上市市民センター天王館			●	●	●			
	18 文芸	秋田市	アトリオン			●	●	●	●	●	
	19 自然科学	秋田市	県生涯学習センター 県児童会館 秋田県JAビル さきかきホール				●	●	●		
協賛部門	20 茶華道	秋田市	秋田市文化創造館			●	●				
	21 情報	秋田市	秋田市文化創造館			●	●				
	22 特別支援学校	秋田市	秋田市文化創造館						●	●	



特別支援学校生の雇用創出・就労促進事業

特別支援教育課

1 目的

障害の状態や特性等に応じた個別の就労支援の強化と新たな雇用形態の創出等により、特別支援学校生の一般就労を促進する。

2 概要

- (1) 就労支援コーディネーターによる個別支援の強化 3, 572 千円
 - ・事業推進拠点校1校の指定と就労支援コーディネーター1名の配置
 - ・個々の生徒の実態やニーズに応じた職場環境や新たな実習形態等の提案・調整

- (2) 生徒の就労意欲を支える早期からの職業教育の充実 184 千円
 - ・作業学習に関する教職員の専門性向上に向けた外部講師による研修会の開催
 - ・作業学習の在り方検討会の実施（事業協力校2校）

- (3) 特別支援学校生に対する理解の推進 394 千円
 - ・特別支援学校就労促進フェアの開催（県内3地区）
 - ・関係機関との連携による多様な働き方に関する情報発信

3 予算額

4, 150 千円	(諸 15 千円	⊖ 4, 135 千円)
内訳	・報酬、共済費	3, 247 千円
	・報償費	110 千円
	・旅費	545 千円
	・需用費、使用料	248 千円

(新) 県立学校給食費支援事業

特別支援教育課

1 目的

県立特別支援学校（小学部）における給食食材費の保護者負担軽減を行う。

2 概要

特別支援教育就学奨励費の支弁区分により、給食費の自己負担が生じている児童を対象に、自己負担分を補助する。

- ・補助先 各県立特別支援学校給食会計統括責任者（校長）
- ・対象児童数 各県立特別支援学校小学部のうち、就学奨励費支弁区分Ⅱ及びⅢの児童（142名）
 - ※支弁区分Ⅰ：226名・・・就学奨励費で給食費全額支給対象のため本事業対象外
 - 支弁区分Ⅱ：105名・・・就学奨励費以外の1/2を本事業により補助
 - 支弁区分Ⅲ：37名・・・給食費全額を本事業により補助
- ・補助率 10/10（国1/2、県1/2） ※交付税措置あり
 - ※上限月額6,200円までを国1/2、県1/2、それを超える額は、県10/10

3 予算額

6,336千円（ 国 3,052千円 \ominus 3,284千円） 国 ：給食費負担軽減交付金
内訳 ・負担金補助及び交付金 6,336千円

あきたMuseum機能強化事業

生涯学習課

1 目的

全ての人に開かれ、文化の継承や賑わいの中心となるミュージアムを実現するため、県民ニーズに応える特別展の開催、地域の教育機関や団体との連携・協働の推進、デジタル技術の活用、効果的な情報発信等に取り組み、博物館施設としての機能強化を図る。

2 概要

(1) Museum特別展充実事業 40,654千円 (令和7年12月議会において債務負担行為設定済み)

- ・ 県立4博物館施設において特別展を開催する。
(県立美術館3本、近代美術館4本、県立博物館1本、農業科学館1本：計9本)

(2) Museumネットワーク形成事業 822千円

- ・ 各施設が地域の教育機関や関係団体、企業等と連携して取り組む鑑賞プログラムを実施する。
(認知症高齢者を対象とした出張アート鑑賞、障害のある児童生徒を対象としたワークショップ等)
- ・ 博物館同士のネットワーク形成を促進するとともに、博物館法改正に伴う博物館登録を計画的に実施する。

(3) MuseumDX推進事業 2,910千円

- ・ 仮想近代美術館「メタバース×キンビ」の利用を促進し、県民に新たな鑑賞機会を提供する。

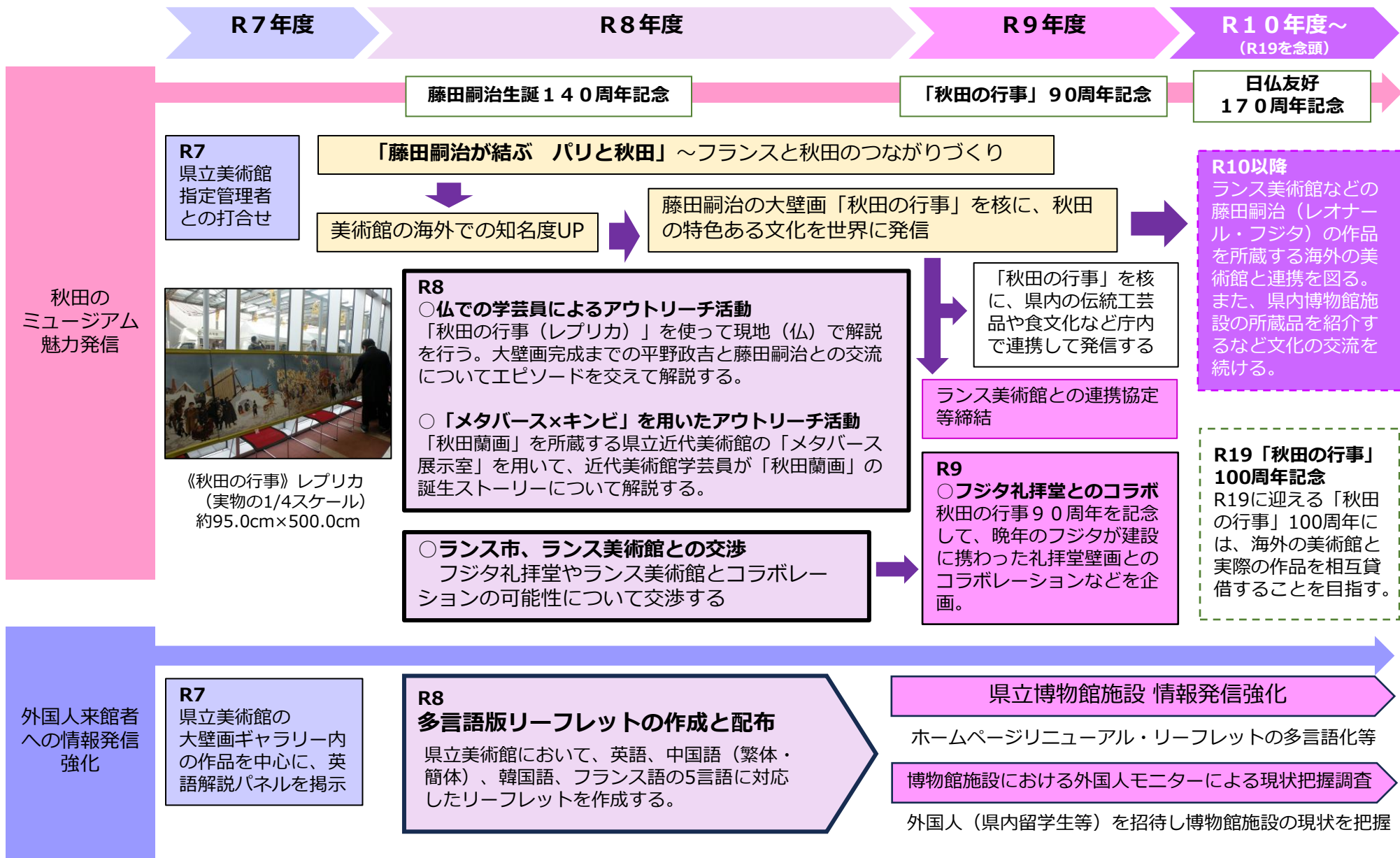
(4) 【新規】Museum情報発信強化事業 23,783千円

- ・ 藤田嗣治を軸に、県立美術館とランス美術館(フランス)との連携を目指した交渉や現地での解説を実施する。
- ・ インバウンド対応のため、県立美術館の多言語版リーフレットを作成する。

3 予算額

68,169千円 (諸 31,573千円 使 1,463千円 〇 35,133千円)

Museum情報発信強化事業 年度計画



秋田県青少年交流センター管理運営について

生涯学習課

1 目的

秋田県青少年交流センターの運営を再開することにより、青少年に係る研修及び交流・学習の機会の提供等を行い、青少年団体の自主的な活動を促進し、もって社会教育の振興を図る。

2 概要

(1) 運営の方向性

① 運営等

- ・令和8年4月1日に事務職員等を配置し、県直営により4月末から一般利用を再開する予定（予約方法、受付開始日等は検討中）。
- ・休所日は、毎週月曜日、火曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。
- ・営業時間は、午前9時から午後9時までとする。

② 運営範囲

宿泊施設に係る空調設備の一部故障や今後の在り方検討を踏まえ、「貸館」のみとする。

③ 中長期的検討

令和7年度中に関係部局横断の「ワーキング検討委員会」を設置し、有識者を交えて宿泊機能を含む施設の在り方を検討する。

(2) 運営再開の必要性等

① 利用ニーズ

- ・多目的ホールやピロティは休日・平日夜間の利用が多く、研修室等は週後半の利用が多い。
- ・定期的に利用する青少年のクラブチーム等が多数あるほか、青少年団体（ボーイスカウト等）の活動拠点となっている。

② 利用者の声

アンケート調査^{*}等で、早期再開を求める切実な要望が寄せられている。

^{*}今年度利用した300を超える団体のうち、利用実績上位の約30団体に対し、緊急的に調査を実施

③施設管理

休館の長期化に伴う施設の劣化を抑制する必要がある。

3 予算額

62,484千円 (使 4,974千円 諸 120千円 〇 57,390千円)

内訳	・報酬、職員手当等、共済費	9,927千円	(会計年度任用職員3名)
	・需用費	33,812千円	
	・委託料	15,855千円	
	・その他事業費	2,890千円	

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案【議案第100号】

生涯学習課

1 改正理由

県が秋田県青少年交流センターの管理を行うことに伴い、同センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く必要がある。

2 主な改正内容

- (1) 秋田県青少年交流センターに事務職員、技術職員その他の所要の職員を置くこととする。
(改正後の第2条関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

令和8年4月1日

新	旧
<p>(職員) 第二条 センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。 第三条・第四条 略</p>	<p>第二条・第三条 略</p>
<p>(使用料の徴収) 第五条 第三条の規定による許可を受けてセンターの施設又は土地を使用する者から、別表第一から別表第三までに定めるところにより、使用料を徴収する。 2 略</p>	<p>第四条 第二条の規定による許可を受けてセンターの施設又は土地を使用する者から、別表第一から別表第三までに定めるところにより、使用料を徴収する。 2 略</p>
<p>第六条・第七条 略 (指定管理者による管理) 第八条 センターの管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。この場合において、第二条の規定は、適用しない。 (指定管理者の業務) 第九条 略</p>	<p>第五条・第六条 略 (指定管理者による管理) 第七条 センターの管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (指定管理者の業務) 第八条 略</p>
<p>2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。 (管理の基準) 第十条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、開所時間及び休所日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。 (利用料金の收受) 第十一条 第八条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けてセンターの施設又は土地を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第五条から第七条までの規定は、適用しない。</p>	<p>2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。 (管理の基準) 第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開所時間及び休所日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。 (利用料金の收受) 第十条 第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けてセンターの施設又は土地を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第四条から第六条までの規定は、適用しない。</p>
<p>(利用料金の承認) 第十二条 略 2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。 一 略 二 第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。 三 略 3・4 略</p>	<p>(利用料金の承認) 第十一条 略 2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。 一 略 二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。 三 略 3・4 略</p>
<p>第十三条～第十五条 略 別表第一(第五条、第十二条関係) 一・二 略 別表第二(第五条、第十二条関係) (表 略) 備考 略</p>	<p>第十二条～第十四条 略 別表第一(第四条、第十一条関係) 一・二 略 別表第二(第四条、第十一条関係) (表 略) 備考 略</p>
<p>別表第三(第五条、第十二条関係) (表 略) 備考 略</p>	<p>別表第三(第四条、第十一条関係) (表 略) 備考 略</p>

(新) 地域の学びを支えるプラットフォーム構築事業

生涯学習課

1 目的

社会教育主事の派遣により、市町村が主体的に学習機会を創出できる基盤を整え、県内どこでも誰もが学び続けられる環境の構築を図る。

2 概要

市町村の自立的な運営を可能とするため、県では生涯学習課と生涯学習センター、各教育事務所等でネットワークを構築し、次の3つの柱を軸に事業を展開する。

(1) 社会教育主事派遣による市町村伴走型支援

- ・短期型：事業実施に向けた運営支援
- ・長期型：市町村の課題に応じた現状の分析、事業立案・運営、評価方法等について支援

(2) 地域連携コンソーシアムの形成支援

特定の課題・ニーズに対し、持続的に取り組むために、行政、民間、住民等による共同体制の構築を支援し、組織として学びの場を創出できる仕組みを整える。

※令和8年度テーマ(1)、(2)：障害者の生涯学習、教育留学、防災教育、地域の人材育成 等

(3) 優良事例の全県への展開

- ・eポートフォリオ：実践した成果をインターネット上のポートフォリオに集約・共有
- ・社会教育人材フォーラム：実践発表の機会を設定

3 予算額

568千円 (⊖568千円)

(新) 戦争遺跡調査事業

生涯学習課文化財保護室

1 目的

継承が困難になりつつある戦争の記録や記憶について、全県的な調査を行い現況を把握し、主要な戦争遺跡について詳細な調査及び体系的な整理を行うとともに、保護施策を講じる。

2 概要

(1) 調査対象

概ね戊辰戦争から第二次世界大戦終結時までの間に、土地（水域を含む）に形成された構造物や痕跡等。

(2) 調査期間及び内容

令和8年度から9年度までの2か年とする。

令和8年度 詳細調査

- ・調査委員会の開催（年3回）、基礎情報の体系的な整理及び戦争遺跡等一覧表の作成
- ・主要な戦争遺跡の選定、聞き取り等による現地調査

令和9年度 補足調査および報告書の作成

- ・「秋田県の戦争遺跡」調査報告書の作成

(3) 調査体制

- ・戦争遺跡に関する学識経験者や研究団体関係者、文化財関係者などで構成する調査委員会を組織する。
- ・調査委員会は、基礎情報の体系的な整理、主要な戦争遺跡の選定と調査、調査結果の活用方法などを検討し、戦争遺跡等一覧表及び調査報告書を作成する。

3 予算額

890千円 (⊖890千円)

内訳	・報償費	555千円
	・旅費	290千円
	・需用費	20千円
	・役務費	25千円

(新) 学校防災力向上支援事業

保健体育課

1 目的

被災時の学校の運営や児童生徒の学びの確保を図るため、基礎的な防災知識を備えた学校防災リーダーを研修を通じて育成し、学校現場における防災力の向上を図る。

また、県内外において大規模災害が発生した際に、学校支援チームとして派遣できる体制を整える。

2 概要

(1) 学校防災リーダー育成研修の実施 485千円

・育成研修 年3回 【研修受講予定者 30名】

・対象者 管理職以外の教職員等

(各教科担当教諭・養護教諭・栄養教諭・県及び市町村教育委員会指導主事 等)

※令和9年度以降、育成研修受講者を対象とした、フォローアップ研修やスキルアップ研修を実施予定

(2) 先進地視察 121千円

(3) 派遣に向けた体制の構築

・被災した学校の教育振興の支援

・研修受講者のリスト作成

3 予算額

606千円 (⊖606千円)

内訳 ・報償費 60千円

・旅費 546千円

《参考》国等の状況

・文部科学省では、今後の大規模災害に備え、被災地での速やかな学びの確保を図るため、「被災地外から教職員等を派遣する枠組み」を構築してその実質化を図ることとしており、令和7年7月に修正された国の防災基本計画にもその内容が盛り込まれた。

・一部の自治体で、既に学校支援チームを立ち上げ、被災地支援を実施している。

【兵庫・熊本・三重・宮城・岡山】

・東北各県でも、令和8年度からの学校支援チームの立ち上げを準備中

(新) 公立小学校等給食費保護者負担軽減事業

保健体育課

1 目的

学校給食費の保護者負担軽減に取り組む学校設置者へ費用の一部を補助するとともに、県内産地場産物の活用率向上を図り、給食運営の効率的な執行体制の構築を目指す。

2 概要

(1) 公立小学校等給食費保護者負担軽減事業 1, 834, 976千円

- ・補助先 公立小学校等の学校設置者（市町村）
- ・補助単価 上限 月額5,200円
- ・補助額 月額5,200円×11月×児童数
- ・補助率 10/10（国1/2、県1/2） ※交付税措置あり

(2) 県内給食地場産物活用促進事業 1, 334千円

- ・内容 地場産物の活用率向上を図り、調達や物流等を見直し効率的な執行体制の構築を目指す。
- ・取組 県内給食地場産物活用促進プロジェクトチーム（仮称）の発足、地場産物活用推進会議の開催等
- ・構成 県（教育庁、農林水産部等）、市町村、J A、学校給食会、物流事業者、生産者

3 予算額

1, 836, 310千円（**国**917, 488千円 ⊖918, 822千円）**国**：給食費負担軽減交付金

内訳	・報償費	220千円
	・旅費	966千円
	・需用費	112千円
	・使用料	36千円
	・負担金補助及び交付金	1, 834, 976千円

秋田型部活動未来創出支援事業

保健体育課

1 目的

中学校の部活動地域展開の推進に向け市町村の取組への支援を行うとともに、中・高等学校における部活動指導の充実と教員の負担軽減を図るため、「部活動指導員」の配置を拡充する。さらに、指導者の資質向上や一貫した指導体制の構築により、「秋田で競技を続けたい」と思える持続可能なスポーツ環境の整備を図る。

2 概要

- (1) 中学校運動部活動地域展開推進事業 21,687千円
 - ①地域スポーツ環境整備
 - ②部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業補助金
11市町村で実施（国補助事業：負担割合…国・県・市町村各1/3）
- (2) 中学校運動部活動指導員配置事業 28,533千円
 - ・配置予定数 107人
18市町村104人、県立中学校3人で実施（国補助事業：負担割合…国・県・市町村各1/3）
- (3) 【新規】高校運動部活動指導員配置事業 17,590千円
 - ・配置予定数 39人
- (4) 部活動躍進プロジェクト事業 4,347千円
 - ①運動部活動活力アップ事業（競技力向上指導者サミット、若手指導者等研修）
 - ②高校野球強化、魅力アップ支援事業（アドバイザーの活用、強化事業への補助等）

3 予算額

72,157千円（ 国 24,463千円 \ominus 47,694千円） 国 ：地方スポーツ振興費補助金
内訳

- ・報酬等 22,753千円
- ・委託料等 1,246千円
- ・負担金補助及び交付金 48,158千円

(新) 第76回全国高等学校スキー大会開催事業

保健体育課

1 目的

全国から集まる高校生アスリートたちの競技力向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な育成を推進するとともに、最高のパフォーマンスを発揮できるスポーツの祭典となるよう、大会運営に寄与する。

2 概要

◇大会期間 令和9年2月5日から8日（4日間）

◇開催場所 鹿角市花輪スキー場

◇競技内容

- ・アルペン（男子・女子）
ジャイアントスラローム・スラローム
- ・クロスカントリー（男子・女子）
クラシカル・フリー・リレー
- ・ジャンプ・コンバインド（男子）※女子は公開競技
スペシャルジャンプ・ノルディックコンバインド

◇大会参加者見込数：

選手800人 監督・コーチ400人 関係役員・報道等400人 合計1,600人



3 予算額

26,234千円（ \oplus 3,000千円 \ominus 23,234千円） \oplus ：地方スポーツ振興費補助金

内訳 ・旅費 234千円

・負担金 26,000千円